

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 ） 35の 19	……略……	……略……	……略……	1 ） 35の 19	……略……	……略……	……略……
36	建築基準法第43条第2項第1号の <u>定め</u> に基づく建築の <u>認定</u> の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の <u>建築認定申請手数料</u>	1件につき <u>31,000円</u>	36	建築基準法第43条第1項 <u>ただし書</u> の <u>規定</u> に基づく建築の <u>許可</u> の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の <u>建築許可申請手数料</u>	1件につき <u>33,000円</u>
36の 2	建築基準法第43条第2項第2号の <u>定め</u> に基づく建築の <u>許可</u> の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の <u>建築許可申請手数料</u>	1件につき <u>33,000円</u>				
37	建築基準法第44条第1項第2号の <u>定め</u> に基づく建築の <u>許可</u> の申請に対する審査	……略……	……略……	37	建築基準法第44条第1項第2号の <u>規定</u> に基づく建築の <u>許可</u> の申請に対する審査	……略……	……略……
38	建築基準法第44条第1項第3号の <u>定め</u> に基づく建築の <u>認定</u> の申請に対する	……略……	……略……	38	建築基準法第44条第1項第3号の <u>規定</u> に基づく建築の <u>認定</u> の申請に対する	……略……	……略……

	る審査				る審査		
39	建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の <u>定め</u> に基づく建築の許可の申請に対する審査	……略……	……略……	39	建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の <u>規定</u> に基づく建築の許可の申請に対する審査	……略……	……略……
40 }	……略……	……略……	……略……	40 }	……略……	……略……	……略……
46				46			
47	建築基準法第 53 条第 5 項第 3 号の <u>定め</u> に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	……略……	……略……	47	建築基準法第 53 条第 5 項第 3 号の <u>規定</u> に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	……略……	……略……
48	建築基準法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号（同法第 57 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）の <u>定め</u> に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	……略……	……略……	48	建築基準法第 53 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号（同法第 57 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）の <u>規定</u> に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	……略……	……略……
49	……略……	……略……	……略……	49	……略……	……略……	……略……
50	建築基準法第 55 条第 3 項各号の <u>定め</u> に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	……略……	……略……	50	建築基準法第 55 条第 3 項各号の <u>規定</u> に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	……略……	……略……

51 及び 52	……略……	……略……	……略……	51 及び 52	……略……	……略……	……略……
53	建築基準法第 59 条第 1 項第 3 号の <u>定め</u> に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	……略……	……略……	53	建築基準法第 59 条第 1 項第 3 号の <u>規定</u> に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	……略……	……略……
54 } 57 の 2	……略……	……略……	……略……	54 } 57 の 2	……略……	……略……	……略……
58	建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	……略……	……略……	58	建築基準法第 68 条の 4 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	……略……	……略……
58 の 2	建築基準法第 68 条の 5 の 2 の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	……略……	……略……	58 の 2	建築基準法第 68 条の 5 の 2 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	……略……	……略……
59 } 63	……略……	……略……	……略……	59 } 63	……略……	……略……	……略……
63 の	建築基準法第 85 条第 6	特別の必要があ	1 件につき				

2	項の規定に基づく特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	る仮設興行場等建築許可申請手数料	195,000円				
64 }	……略……	……略……	……略……	64 }	……略……	……略……	……略……
68の 2	建築基準法施行令第137条の16第2号の <u>定め</u> に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	……略……	……略……	68の 2	建築基準法施行令第137条の16第2号の <u>規定</u> に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	……略……	……略……
69 }	……略……	……略……	……略……	69 }	……略……	……略……	……略……
75				75			

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の36の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定及び同表の63の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。